指導検査基準(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業)

{令和4年4月1日適用}

(注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。

| 法 | \Rightarrow | 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号) |
|-----------|---------------|--|
| 施行規則 | \Rightarrow | 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号) |
| 居宅条例 | \Rightarrow | 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第111号) |
| 都規則141 | \Rightarrow | 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第141号) |
| 施行要領 | \Rightarrow | 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成 25年3月29日24福保高介第1882号) |
| 平12厚告19 | \Rightarrow | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号) |
| 平12厚告27 | \Rightarrow | 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚 生省告示第27号) |
| 平12老企39 | \Rightarrow | 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号) |
| 平12老企40 | \Rightarrow | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定 施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企40号) |
| 平12老企52 | \Rightarrow | 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年3月30日老企第52号) |
| 平12老企54 | \Rightarrow | 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号) |
| 平13老振発18 | \Rightarrow | 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号) |
| 平13老発155 | \Rightarrow | 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(平成13年4月6日厚生労働省老人保健局長通知老発第155号) |
| 平18厚労告165 | \Rightarrow | 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成18年3月28日厚生労働省告示第165号) |
| 平27厚労告95 | \Rightarrow | 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号) |

指導検査基準(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業)

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-------------|-------------------------------|---------------|-------------------|
| 第1 一般原則及び基本 | 1 一般原則 | | |
| 方針 | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第3条第1項 | |
| | 者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場 | | |
| | に立って指定居宅サービスの提供に努めているか。 | | |
| | (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第3条第2項 | ・区市町村、他のサービス事業者との |
| | 者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、特別区及 | | 連携の記録 |
| | び市町村(以下「区市町村」という。)、他の居宅サービ | | |
| | ス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを | | |
| | 提供する者との密接な連携に努めているか。 | | |
| | (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第3条第3項 | ・虐待の防止に係る対策を検討するた |
| | 者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な | | めの委員会の記録 |
| | 体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実 | | ・研修の実施記録 |
| | 施する等の措置を講じているか。 (経過措置あり) | | |
| | (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第3条第4項 | |
| | 者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118 | | |
| | 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な | | |
| | 情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 | | |
| | (経過措置) | ・居宅条例附則第2項 | |
| | 令和6年3月31日までの間、(3)に「講じているか」とある | | |
| | のは「講じるよう努めなければならない」とする。 | | |
| | | | |
| | 2 基本方針 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事 | ・法第73条第1項 | • 概況説明 |
| | 業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス | ・居宅条例第238条第1項 | ・定款、寄附行為等 |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----------------|---|----------------|---|
| | 事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供する ことにより、利用者が要介護状態になった場合、当該指定 特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活 を営むことができるようにするものとなっているか。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | · 民宅冬昼笠938冬笠9百 | ・運営規程・外部サービス利用型特定施設入居者 生活介護利用契約書・重要事項説明書・パンフレット等 |
| (数 0 1 尺) z 目 | は、安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。 | · 冶七木例第230末第2次 | TO DO NA |
| 第2 人員に関する基準 | 1 征業者の員数 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が各指定特定施設において置かなければならない外部サービス利用型特定施設従業者の員数及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営される場合に各指定特定施設において置かなければならない外部サービス利用型特定施設従業者の員数は次のとおりとなっているか。 (1) 生活相談員 | ・居宅条例第239条第1項 | ・就業規則、雇用契約書、辞令等 ・職員勤務表 ・常勤、非常勤職員の員数のわかる職員名簿 ・要介護度別利用者がわかる書類 ・運営規程 ・重要事項説明書 |
| | ① 常勤換算方法で、利用者の数が 100 又はその端数を増 | 第1号、第2項第1号 | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|-----------------------------|----------------|------------------|
| | ることができる。 | | |
| | (2) 介護職員 | | |
| | ① 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・都規則141第61条第1項 | |
| | のみを行っている場合、常勤換算方法で利用者の数が 10 | 第2号 | |
| | 又はその端数を増すごとに1以上となっているか。 | | |
| | ② 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事 | ・都規則141第61条第2項 | |
| | 業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生 | 第2号 | |
| | 活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営され | ・施行要領第3の10の2の | |
| | ている場合、常勤換算方法で、要介護者の利用者の数に、 | 1(1) | |
| | 要支援者である利用者1人を要介護者3分の1人と換算 | | |
| | して合計した利用者数をもとに、10 又はその端数を増す | | |
| | ごとに1以上となっているか。 | | |
| | (3) 計画作成担当者 | | |
| | ① 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに | ・都規則141第61条第1項 | • 資格証明書等(写) |
| | 1を標準とする。)となっているか。 | 第3号、第2項第3号 | |
| | ② 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援 | ・都規則141第61条第6項 | |
| | 専門員であって、特定施設サービス計画(介護予防を一 | | |
| | 体的に運営している施設にあっては、特定施設サービス | | |
| | 計画及び介護予防特定施設サービス計画) の作成を担当 | | |
| | させるのに適当と認められるものとなっているか。その | | |
| | うち1人以上は、常勤の者となっているか。 | | |
| | ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定 | | |
| | 施設における他の職務に従事することができる。 | | |
| | | | |
| | 2 利用者の数 | | |
| | 介護サービスの利用者及び介護予防サービスの利用者の | ・都規則141第61条第3項 | ・前年度の利用者実績がわかる書類 |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----------------|---|-----------------------------|---------------------------|
| | 数並びに総利用者数は、前年度の平均数となっているか。 ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数によ り算定しているか。 | ・施行要領第2の2(5)② | |
| | 3 管理者 (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設において管理者を置いているか。 (2) 管理者は、専ら当該指定特定施設の管理に係る職務に従事する者であるか。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 | | ・就業規則、雇用契約書、辞令等 ・職員勤務表 |
| 第3 設備に関する基準 | 1 設備 (1) 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。) は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。 (2) 知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物の場合、次のいずれかの要件を満たしているか。 ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがあ | ·居宅条例第241条第1項 ·居宅条例第241条第2項 | ・建築確認済証、検査済証等 |
| 株学校型 / 内切止 1897 | る箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び 延焼の抑制に配慮した構造であること。 | | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|-------------------------------|----------------|-------|
| | ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通 | | |
| | 報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なも | | |
| | のであること。 | | |
| | ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を | | |
| | 有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造 | | |
| | であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人 | | |
| | 員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可 | | |
| | 能なものであること。 | | |
| | (3) 指定特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有してい | ・居宅条例第241条第3項 | |
| | るか。 | | |
| | ただし、居室の面積が 25 平方メートル以上である場合 | | |
| | は食堂を設けないことができる。 | | |
| | ① 居室 | | |
| | 居室は、次の基準を満たしているか。 | | |
| | イ 居室の定員は1人であるか。(利用者の処遇上必要 | ・都規則141第62条第2項 | |
| | と認められる場合は、2人とすることができる。ただ | 第1号 | |
| | し、事業者の都合により一方的に2人部屋とすること | ・施行要領第3の10の2の | |
| | はできない。なお、平成18年4月1日に現に定員4人 | 2(3) | |
| | 以下の居室について及び平成18年4月1日に存する | | |
| | 又は存するとみなすことができる養護老人ホームに係 | | |
| | る特定施設における居室については、個室とする規定 | | |
| | を適用しない。) | | |
| | ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な | | |
| | 広さであるか。 | | |
| | ハ 地階に設けていないか。 | | |
| | 二 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|-------------------------------|----------------|--------|
| | 広間に直接面して設けているか。 | | |
| | ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けている | ・施行要領第3の10の2の | |
| | カュ。 | 2(4) | |
| | ② 浴室 | ・都規則141第62条第2項 | |
| | 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなってい | 第2号 | |
| | るか。 | | |
| | ③ 便所 | ・都規則141第62条第2項 | |
| | 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。 | 第3号 | |
| | | ・施行要領第3の10の2の | |
| | | 2(4) | |
| | ④ 食堂 | ・都規則141第62条第2項 | |
| | 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。 | 第4号 | |
| | ①及び④でいう「適当な広さ」の具体的な広さについては、 | ・施行要領第3の10の2の | • 説明文書 |
| | 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 | 2(2) | • 掲示板 |
| | であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示 | | |
| | がされているか。 | | |
| | (経過措置) | | |
| | 平成11年3月31日に現に存する有料老人ホームであっ | ・居宅条例附則10 | |
| | て、次のいずれにも該当するものとして平成 12 年厚生省 | ・施行要領第3の10の | |
| | 告示第 48 号(厚生労働大臣が定める有料老人ホーム)に該 | 2(5) | |
| | 当する場合は、浴室及び食堂を設けないことができる。 | | |
| | ① 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人 | | |
| | ホーム(以下「養護老人ホーム等」という。)を併設 | | |
| | しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び | | |
| | 食堂を利用することができるものであること。 | | |
| | ② 入所定員が 50 人未満であること。 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----------------------------|-------------------------------|------------------------|--------------|
| | ③ 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営 | | |
| | 費の合計額(以下「家賃等」という。)が比較的低廉 | | |
| | であること。 | | |
| | ④ 入所者からの利用料、居宅条例第226条第3項及び | | |
| | 都規則 141 第 59 条各号で定める費用及び家賃等以外 | | |
| | の金品 (一定期間の経過後又は退所時に全額返還する | | |
| | ことを条件として入所時に支払を受ける金銭を除 | | |
| | く。)の支払を受けないこと。 | | |
| | | | |
| | 2 構造 | | |
| | (1) 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動すること | ・居宅条例第241条第4項 | ・平面図 |
| | が可能な空間及び構造を有しているか。 | | |
| | (2) 指定特定施設は消火設備その他の非常災害に際して必要 | ・居宅条例第241条第5項 | |
| | な設備を設けているか。 | | |
| | (3) 指定特定施設の設備の基準については、建築基準法及び | ・居宅条例第241条第6項 | |
| | 消防法の定めるところによっているか。 | | |
| | ※ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護と外 | ・居宅条例第241条第7項 | |
| | 部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 | | |
| | の事業とが同一の施設において一体的に運営される場合 | | |
| | は、予防条例第205条第1項から第7項までに規定する | | |
| | 設備に関する基準を満たすことをもって基準を満たすも | | |
| | のとみなすことができる。 | | |
| | | | |
| 65 4 VT 24) = HI L = ++ 24 | 4 | | |
| 第4 連宮に関する基準 | 1 内容及び手続の説明及び契約の締結等 | VI. foto = 4 ft foto = | ver W. H. de |
| 性与状況 (別如北 バラ | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・法第74条第2項 | ・運営規程 |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|-------------------------------|---------------|-------------------|
| | は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規 | ・居宅条例第243条第1項 | ・重要事項説明書 |
| | 程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定特 | ・施行要領第3の10の2の | ・外部サービス利用型特定施設入居者 |
| | 定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者と | 3(2) | 生活介護利用契約書 |
| | の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居 | | ・同意書等 |
| | 宅サービス事業所の名称、受託居宅サービスの種類、利用 | | |
| | 料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービ | | |
| | スの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を | | |
| | 交付して説明を行い、同意を得るとともに、入居(老人福 | | |
| | 祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護 | | |
| | 老人ホームへの入居を除く。)及び外部サービス利用型指 | | |
| | 定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書に | | |
| | より締結しているか。 | | |
| | (2) わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付し | ・施行要領第3の10の2の | ・入居契約書 |
| | て懇切丁寧に説明を行っているか。 | 3(2) | |
| | また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの | | |
| | 提供の方法、利用料その他費用の額、契約解除の条件を記 | | |
| | 載しているか。 | | |
| | (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第243条第2項 | |
| | 者は、契約において、入居者の権利を不当に制限するよう | | |
| | な契約解除の条件を定めていないか。 | | |
| | (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第243条第3項 | |
| | 者は、適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活 | | |
| | 介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行 | | |
| | う場合は、当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等 | | |
| | の手続をあらかじめ契約に係る文書に明記しているか。 | | |
| | | | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-------------|-------------------------------|---------------|----------------|
| | 2 受託居宅サービスの提供 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第244条第1項 | ・入居者に関する記録 |
| | は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事 | | ・特定施設サービス計画書 |
| | 業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供され | | |
| | るよう、必要な措置を講じているか。 | | |
| | (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第244条第2項 | ・サービス提供に関する報告書 |
| | は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供し | | |
| | た場合は、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容 | | |
| | 等を文書により報告させているか。 | | |
| | | | |
| | 3 受託居宅サービス事業者への委託 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ·居宅条例第245条第1項 | • 業務委託契約書 |
| | が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約 | | |
| | を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書に | | |
| | より行っているか。 | | |
| | (2) 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者 | ·居宅条例第245条第2項 | |
| | 又は指定地域密着型サービス事業者であるか。 | | |
| | (3) 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの | ·居宅条例第245条第3項 | |
| | 種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、 | | |
| | 指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リ | | |
| | ハビリテーション、居宅条例第248条に規定する指定福祉用 | | |
| | 具貸与、指定地域密着型通所介護事業所及び指定認知症対 | | |
| | 応型通所介護(指定地域密着型サービス基準省令第41条に | | |
| | 規定する指定認知症対応型通所介護をいう。(6)において同 | | |
| | じ。)であるか。 | | |
| 株字族塾(从郊井」どつ | (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | •居宅条例第245条第4項 | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|-------------------------------|---------------|-------------|
| | は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看 | | |
| | 護及び指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を提供す | | |
| | る事業者と、(1)に規定する方法により、これらの提供に関 | | |
| | する業務を委託する契約を締結しているか。 | | |
| | (5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第245条第5項 | |
| | は、(3)に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託 | | |
| | 居宅サービスのうち、(4)の規定により事業の開始に当たっ | | |
| | て契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについて | | |
| | は、利用者の状況に応じ、(1)に規定する方法により、これ | | |
| | らの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。 | | |
| | (6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第245条第6項 | • 業務委託契約書 |
| | は、指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託 | | |
| | 居宅サービス事業者に委託する場合にあっては、指定特定 | | |
| | 施設と同一の区市町村の区域内に所在する指定認知症対応 | | |
| | 型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において | | |
| | 受託居宅サービスが提供される契約を締結しているか。 | | |
| | (7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第245条第7項 | |
| | は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理 | | |
| | 及び指揮命令を行っているか。 | | |
| | (8) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第245条第8項 | • 確認結果記録等 |
| | は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期 | | |
| | 的に確認し、その結果を記録しているか。 | | |
| | | | |
| | 4 受給資格等の確認 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | • 介護保険被保険者証 |
| | は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提 | (第15条第1項) | ・入居者に関する記録 |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|-------------------------------|-----------------------------------|-------------------|
| | 供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、 | | ・特定施設サービス計画書等 |
| | 被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期 | | |
| | 間を確認しているか。 | | |
| | (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・法第73条第2項 | |
| | 者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているとき | ・居宅条例第247条準用 | |
| | は、当該認定審査会意見に配慮して、外部サービス利用型 | (第15条第2項) | |
| | 指定特定施設入居者生活介護を提供するよう努めている | | |
| | カ。 | | |
| | | | |
| | 5 要介護認定等の申請に係る援助 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | |
| | 者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認 | (第16条第1項) | |
| | 定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者 | ・施行要領第3の10の2の | |
| | の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要 | 3(7) 参照(施行要領第3 | |
| | な援助を行っているか。 | $\mathcal{O}1\mathcal{O}3(12)$ ①) | |
| | (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | |
| | 者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。) | (第16条第2項) | |
| | が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認め | ・施行要領第3の10の2の | |
| | るときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申 | 3(7)参照(施行要領第3 | |
| | 請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日 | の1の3(12)②) | |
| | 前までに行われるよう必要な援助を行っているか。 | | |
| | | | |
| | 6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提 | | |
| | 供の開始等 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | ・入居申込受付簿 |
| | は、正当な理由なく、外部サービス利用型指定特定施設入 | (第222条第1項) | ・外部サービス利用型特定施設入居者 |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|--------------|--|-------------------------------|---------------------|
| | 居者生活介護の提供を拒んでいないか。 | | 生活介護利用契約書 |
| | (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | ・介護サービス記録 |
| | 者は、入居者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生 | (第222条第2項) | |
| | 活介護に代えて当該外部サービス利用型指定特定施設入 | | |
| | 居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを | | |
| | 利用することを妨げていないか。 | | |
| | (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | ・他機関への紹介記録 |
| | 者は、入居者等が入院治療を要する者であること等により | (第222条第3項) | |
| | 入居者等に対し自ら必要な外部サービス利用型指定特定 | | |
| | 施設入居者生活介護を提供することが困難であると認め | | |
| | た場合は、病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに | | |
| | 講じているか。 | | |
| | (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | ・利用者に関する記録 |
| | 者は、外部サービス利用型指定特定入居者生活介護の提供 | (第222条第4項) | |
| | に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等 | | |
| | の把握に努めているか。 | | |
| | 7 基本サービスの提供の記録 | | |
| | / 金本プロスのほどの記録 (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | 民字条例第947条淮田 | · 介護保険被保険者証 |
| | は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提 | | THE PROPERTY OF THE |
| | 供の開始に際しては当該開始の日及び入居している外部 | ・施行要領第3の10の2の | |
| | サービス利用型指定特定施設の名称を、外部サービス利用 | | |
| | 型指定特定施設入居者生活介護の提供の終了に際しては | . , , , , | |
| | 当該終了の日を、利用者の被保険者証に記載しているか。 | - (4), | |
| | (外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提 | | |
| | 供を受けている者は、居宅療養管理指導以外の居宅サービ | | |
| 性点状況(例如よりはつ) | | | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|-------------------------------|---------------|-------------------|
| | ス、地域密着型サービス及び施設サービスについて保険給 | | |
| | 付を受けることができない。) | | |
| | (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | ・提供した基本サービスの具体的な内 |
| | 者は、基本サービスを提供した際には、提供した基本サー | (第224条第2項) | 容等に関する記録 |
| | ビスの具体的な内容等を記録しているか。 | | |
| | 8 利用料等の受領 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | ・特定施設サービス計画書 |
| | 者は、法定代理受領サービスに該当する外部サービス利用 | (第226条第1項) | ・領収書控 |
| | 型指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、利用者 | | |
| | から利用料の一部として、当該外部サービス利用型指定特 | | |
| | 定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準 | | |
| | 額から当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活 | | |
| | 介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除 | | |
| | して得た額の支払を受けているか。 | | |
| | (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | ・運営規程(利用料その他の費用の確 |
| | は、法定代理受領サービスに該当しない外部サービス利用 | (第226条第2項) | 認) |
| | 型指定特定施設入居者生活介護を提供した際に利用者から | | |
| | 支払を受ける利用料の額と外部サービス利用型指定特定施 | | |
| | 設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との | | |
| | 間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 | | |
| | (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | ・重要事項説明書 |
| | 者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費 | (第226条第3項) | ・請求書控 |
| | 用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 | ・都規則141第63条準用 | |
| | ① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生 | (第59条) | |
| | 活上の便宜に要する費用 | ・施行要領第3の10の2の | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--------------------------------|----------------|--------------|
| | ② おむつ代 | 3(7) 参照(第3の10の | |
| | ③ ①及び②に掲げるもののほか、外部サービス利用型指 | 3(6)(2) | |
| | 定特定施設入居者生活介護において提供される便宜の | | |
| | うち、日常生活において通常必要となるものに係る費用 | | |
| | であって、かつ、その利用者に負担させることが適当と | | |
| | 認められるもの。 | | |
| | (4)(3)①の費用の具体的な範囲については、次に掲げるもの | ・平12老企52 | ・算定根拠 |
| | に限られているか。 | | ・介護サービス等の一覧表 |
| | イ 個別的な選択による介護サービス利用料 | | |
| | 利用者の特別な希望により行われる個別的な介護サー | | |
| | ビスについては、本来外部サービス利用型特定施設入居 | | |
| | 者生活介護として行うべき介護サービスとは明らかに異 | | |
| | なり、個別性の強いものに限定されているか。 | | |
| | なお、介護職員が当該サービスを行った場合は、当該 | | ・職員勤務表 |
| | サービスに要した時間を除外して、居宅条例等上の介護 | | |
| | 職員の人数の算定(常勤換算)が行われているか。 | | |
| | (5) (3)③の費用の具体的な範囲については、別に通知され | ・平12老企54 | |
| | た「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いに | ・平12老企52 | |
| | ついて」に沿って適切に取り扱われているか。 | | |
| | (6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | ・説明書 |
| | 者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、 | (第226条第4項) | ・同意書 |
| | あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの | | |
| | 内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得てい | | |
| | るか。 | | |
| | (7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・法第41条第8項 | |
| | 者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護そ | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-------------------|------------------------------|--------------|--------------------|
| | の他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受 | | |
| | ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行 | | |
| | 規則第65条で定めるところにより、領収証を交付してい | | |
| | るか。 | | |
| | (8) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・施行規則第65条 | |
| | 者は、法第41条第8項の規定により交付しなければなら | | |
| | ない領収証に、外部サービス利用型指定特定施設入居者生 | | |
| | 活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用 | | |
| | の額のうち、同条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が | | |
| | 定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該外 | | |
| | 部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に要した費 | | |
| | 用の額を超えるときは、当該現に外部サービス利用型指定 | | |
| | 特定施設入居者生活介護に要した費用の額とする。)に係 | | |
| | るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その | | |
| | 他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分し | | |
| | て記載しているか。 | | |
| | 9 保険給付の請求のための証明書の交付 | | |
| | 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | ・サービス提供証明書(控) |
| | は、法定代理受領サービスに該当しない外部サービス利用 | | (介護給付明細書代用可) |
| | 型指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受け | | |
| | た場合は、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生 | | |
| | 活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記 | | |
| | 載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。 | | |
| | | | |
| | | | |
| 바라 루파스크리 / 된 쿠디 1 | | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|-------------------------------|----------------|-------------------|
| | 10 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の取 | | |
| | 扱方針 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | ・特定施設サービス計画書 |
| | は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよ | (第227条第1項) | |
| | う、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常 | | |
| | 生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。 | | |
| | (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護は、特 | ・居宅条例第247条準用 | ・利用者に関する記録 |
| | 定施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよ | (第227条第2項) | ・利用者の能力、環境等を評価した書 |
| | う配慮して行っているか。 | | 類 (アセスメント表等) |
| | (3) 外部サービス利用型特定施設従業者は、利用者又はその | ・居宅条例第247条準用 | |
| | 家族から求められたときは、外部サービス利用型指定特定 | (第227条第3項) | |
| | 施設入居者生活介護の提供方法等について、説明を行って | | |
| | いるか。 | | |
| | (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | ・身体的拘束適正化検討委員会等にお |
| | 者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の | (第227条第4項) | ける三要件に関する検討・確認の記 |
| | 提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身 | ・施行要領第3の10の2の | 録 |
| | 体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘 | 3(7)参照(第3の10の | ・本人又は家族への身体的拘束等に関 |
| | 束等を行っていないか。 | 3(7) ①) | する説明書 |
| | 身体的拘束等を行う際には、「切迫性」「非代替性」「一 | ・平13老発155(「身体拘 | • 経過観察記録 |
| | 時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認 | 東ゼロ作戦」の推進につ | ・介護日誌 |
| | 等の手続きが極めて慎重に実施されているか。 | いて) | ・拘束解除に向けた会議の記録 |
| | (5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・平13老発155の2 | • 研修等記録 |
| | 所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために | | |
| | 正確な事実認識を持っているか。 | | |
| | (6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所 | ・平13老発155の3、5 | ・身体的拘束適正化検討委員会などの |
| | の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体 | | 記録 |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|------------------------------|----------------|-------------------|
| | 的拘束適正化検討委員会」などを設置し、事業所全体で身 | | |
| | 体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成している | | |
| | か。 | | |
| | 改善計画に盛り込むべき内容 | | |
| | ① 事業所内の推進体制 | | |
| | ② 介護の提供体制の見直し | | |
| | ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き | | |
| | ④ 事業所の設備等の改善 | | |
| | ⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のため | | |
| | の取り組み | | |
| | ⑥ 利用者の家族への十分な説明 | | |
| | ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標 | | |
| | (7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | ・本人又は家族への身体的拘束等に関 |
| | 者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 | (第227条第5項) | する説明書 |
| | その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 | ・施行要領第3の10の2の | ・経過観察記録 |
| | 由を記録しているか。 | 3(7) 参照(第3の10の | ・介護日誌 |
| | なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」 | 3(7) ①) | |
| | に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記 | ・平13老発155の6 | |
| | 録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存してい | | |
| | るか。 | | |
| | (8) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | ・身体的拘束適正化検討委員会などの |
| | 者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じ | (第227条第6項) | 記録 |
| | ているか。 | ・都規則141第59条の2 | ・職員等に周知したことが確認できる |
| | ① 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するため | ・施行要領第3の10の | 記録 |
| | の委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結 | 3(7)234 | |
| | 果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--------------------------------|----------------|-------------------|
| | ること。なお、当該委員会は、テレビ電話装置等を活 | | |
| | 用して行うことができるものとする。 | | |
| | | | |
| | ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するこ | | ・身体的拘束等の適正化のための指針 |
| | と。 | | |
| | ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適 | | • 研修実施記録 |
| | 正化のための研修を定期的に実施すること。 | | |
| | (9) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | |
| | 者は、提供する外部サービス利用型指定特定施設入居者生 | (第227条第7項) | |
| | 活介護の質の評価を行い、常に改善を図っているか。 | | |
| | | | |
| | 11 特定施設サービス計画の作成 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設の管理者は、計画作成 | ・居宅条例第247条準用 | ・特定施設サービス計画書 |
| | 担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当 | (第220条第1項) | |
| | させているか。 | | |
| | (2) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当た | ・居宅条例第247条準用 | ・アセスメント表 |
| | っては、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価 | (第220条第2項) | |
| | を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自 | ・施行要領第3の10の2の | |
| | 立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者を支 | 3(7) 参照(第3の10の | |
| | 援する上で解決すべき課題を把握しているか。 | 3(1)) | |
| | (3) 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、(2)に | ・居宅条例第247条準用 | ・サービス担当者会記録 |
| | 規定する課題に基づき、他の外部サービス利用型特定施設 | (第220条第3項) | |
| | 従業者及び受託居宅サービス事業者と協議の上、指定特定 | | |
| | 施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、指定特定施 | | |
| | 設入居者生活介護の内容並びに指定特定施設入居者生活 | | |
| | 介護を提供する上での留意点等を含む特定施設サービス | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|-------------------------------|--------------------------------------|-------------|
| | 計画の原案を作成しているか。 | | |
| | (4) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当た | ・居宅条例第247条準用 | ・同意が確認できる書類 |
| | っては、当該特定施設サービス計画の原案の内容について | (第220条第4項) | |
| | 利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の | | |
| | 同意を得ているか。 | | |
| | (5) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際 | ・居宅条例第247条準用 | |
| | には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付している | (第220条第5項) | |
| | カゥ。 | | |
| | (6) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後におい | ・居宅条例第247条準用 | ・モニタリング記録等 |
| | ても、他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居 | (第220条第6項) | |
| | 宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、特 | | |
| | 定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利 | | |
| | 用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じ | | |
| | て特定施設サービス計画の変更を行っているか。 | | |
| | この場合において、(2)から(5)までに準じて取り扱って | | |
| | いるか。 | | |
| | 12 相談及び援助 | | |
| | 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | ・相談に関する記録 |
| | は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確 | | ・利用者に関する記録 |
| | な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に | | |
| | 応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行って | | |
| | いるか。 | | |
| | ① 入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動 | ・施行要領第3の10の2の | |
| | ② 各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | |
| | | 3(9)) | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|-------------------------------|---------------|--------------|
| | 13 利用者の家族との連携等 | | |
| | 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | ・利用者に関する記録 |
| | は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者と | (第233条) | ・面会に関する記録 |
| | その家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | | ・行事等の記録 |
| | 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・施行要領第3の10の2の | |
| | は、利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状 | 3(7)参照(第3の10の | |
| | 況を家族に定期的に報告する等常に利用者の家族の連携を | 3 (12) | |
| | 図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼び | | |
| | かけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確 | | |
| | 保するよう努めているか。 | | |
| | | | |
| | 14 利用者に関する区市町村への通知 | | |
| | 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | ・区市町村への通知の記録 |
| | は、利用者が正当な理由なく、外部サービス利用型指定特 | (第30条) | |
| | 定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないこと | | |
| | により、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 | | |
| | 又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若し | | |
| | くは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその | | |
| | 旨を区市町村に通知しているか。 | | |
| | | | |
| | 15 緊急時等の対応 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設従業者は、現に外部サ | ・居宅条例第247条準用 | • 看護記録 |
| | ービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を行っ | (第56条) | • 業務日誌等 |
| | ているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必 | | |
| | 要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該外部 | | |
| | サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--------------------------------|------------------|---------------|
| | めた協力医療機関(当該外部サービス利用型指定特定施設 | | |
| | 従業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力 | | |
| | が合意されている医療機関をいう。)への連絡を行う等の | | |
| | 必要な措置を講じているか。 | | |
| | (2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機 | ・施行要領第3の10の2の | • 協力医療機関協定書等 |
| | 関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。 | 3(7)参照(第3の2の3(5) | |
| | | ②) | |
| | 16 管理者の責務 | | |
| | (1) 管理者は、当該外部サービス利用型特定施設従業者の管 | ・居宅条例第247条準用 | ・業務日誌等 |
| | 理及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 | (第51条第1項) | • 組織図、組織規程 |
| | の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他 | | ・運営規程 |
| | の管理を一元的に行っているか。 | | • 職務分担表 |
| | (2) 管理者は、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者 | ・居宅条例第247条準用 | |
| | 生活介護事業所の従業者に、居宅条例の「第 11 章第 4 節 | (第51条第2項) | |
| | 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命 | | |
| | 令を行っているか。 | | |
| | 17 運営規程 | | |
| | 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第242条 | ・運営規程 |
| | は、各指定特定施設において、次に掲げる事業の運営につ | ・施行要領第3の10の2の | ・指定申請及び変更届(写) |
| | いての重要事項に関する運営規程を定めているか。(経過 | 3(1) | |
| | 措置あり) | | |
| | ① 事業の目的及び運営の方針 | | |
| | ② 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び | | |
| | 職務内容 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|-----------------------------|------------|-------|
| | ③ 入居定員及び居室数 | | |
| | ④ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内 | | |
| | 容及び利用料その他の費用の額 | | |
| | ⑤ 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所 | | |
| | の名称及び所在地 | | |
| | ⑥ 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 | | |
| | ⑦ 施設の利用に当たっての留意事項 | | |
| | ⑧ 緊急時等における対応方法 | | |
| | ⑨ 非常災害対策 | | |
| | ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 | | |
| | ⑪ その他運営に関する重要事項 | | |
| | なお、⑪の「その他運営に関する重要事項」には、従業 | | |
| | 者間で利用者に緊急時対応等を行った場合の内容について | | |
| | 共有するための方法を定めているか。 | | |
| | また、この重要事項として、利用者又は他の利用者等の | | |
| | 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身 | | |
| | 体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが | | |
| | 望ましい。 | | |
| | (経過措置) | | |
| | 令和6年3月31日までの間、本文第1段落目に「次に | ・居宅条例附則第2項 | |
| | 掲げる事業の運営についての重要事項に」とあるのは、「虐 | | |
| | 待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定め | | |
| | るように努めるとともに、次に掲げる事業の運営について | | |
| | の重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除 | | |
| | く。)に」とする。 | | |
| | | | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|-------------------------------|---------------|-----------|
| | 18 勤務体制の確保等 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | • 就業規則 |
| | は、利用者に対し、適切な基本サービスを提供できるよう、 | (第231条第1項) | ・運営規程 |
| | 従業者の勤務体制を定めているか。 | | • 雇用契約書 |
| | (2) 外部サービス利用型特定施設従業者の日々の勤務時間、 | ・施行要領第3の10の2の | • 職員勤務表 |
| | 常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、計画作成担当者 | 3(7)参照(第3の10の | |
| | との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。 | 3(10)①) | |
| | (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | ・タイムカード等 |
| | は、当該外部サービス利用型指定特定施設の従業者によっ | (第231条第2項) | |
| | て基本サービスを提供しているか。 | | |
| | ただし、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生 | | |
| | 活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うこ | | |
| | とができる場合は、この限りでない。 | | |
| | なお、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 | ・施行要領第3の10の2の | • 業務委託契約書 |
| | に係る業務の全部又は一部を他の事業者(以下「受託者」 | 3(7)参照(第3の10の | |
| | という。) に行わせる場合は、委託契約において次に掲げ | 3(10)②) | |
| | る事項を文書により取り決めているか。 | | |
| | この場合において、外部サービス利用型指定特定施設入 | | |
| | 居者生活介護事業者(以下「委託者」という。)は受託者 | | |
| | に委託した業務の全部又は一部を再委託させていないか。 | | |
| | なお、給食、警備等の外部サービス利用型特定施設入居 | | |
| | 者生活介護に含まれない業務については、この限りでな | | |
| | ٧٠ _° | | |
| | ① 当該委託の範囲 | | |
| | ② 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 | | |
| | ③ 受託者の従業者により当該委託業務が運営基準に従っ | | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|-------------------------------|---------------|-------------|
| | て適切に行われていることを委託者が定期的に確認する | | |
| | 旨 | | |
| | ④ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い | | |
| | 得る旨 | | |
| | ⑤ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要 | | |
| | の措置を講じるよう④の指示を行った場合において、当 | | |
| | 該措置が講じられたことを委託者が確認する旨 | | |
| | ⑥ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償す | | |
| | べき事故が発生した場合における責任の所在 | | |
| | ⑦ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必 | | |
| | 要な事項 | | |
| | (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・施行要領第3の10の2の | ・指示文書等 |
| | が行う(3)の④の指示は、文書により行っているか。 | 3(7)参照(第3の10の | |
| | | 3(10)(4) | |
| | (5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・施行要領第3の10の2の | |
| | 者は、居宅条例第235条の規定により、(3)の③及び⑤の確 | 3(7)参照(第3の10の | |
| | 認の結果の記録を作成し、2年間保存しているか。 | 3(10)③、⑤) | |
| | (6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | • 確認結果記録等 |
| | は、基本サービスに係る業務の全部又は一部を委託により | (第231条第3項) | |
| | 他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状 | | |
| | 況について定期的に確認し、その結果等を記録している | | |
| | カゝ。 | | |
| | (7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | • 研修受講修了証明書 |
| | 者は、外部サービス利用型特定施設従業者の資質向上のた | (第231条第4項) | • 研修計画書 |
| | めの研修の機会を確保しているか。その際、研修機関が実 | | |
| | 施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---------------------------------|----------------|-------|
| | に確保しているか。 | | |
| | (8) (7)の場合において、外部サービス型指定特定施設入居者 | ・居宅条例第247条準用 | |
| | 生活介護事業者は、介護に関わる全ての者の認知症対応力 | (第231条第4項) | |
| | を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護 | ・施行要領第3の10の2の | |
| | を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、 | 3(7)参照(第3の10の | |
| | 全ての外部サービス利用型特定施設従業者(看護職員、介 | 3(10)⑥参照(第3の2の | |
| | 護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第8条 | 3(3)③)) | |
| | 第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者 | | |
| | を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講 | | |
| | させるために必要な措置を講じているか。(経過措置あり) | | |
| | 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュ | | |
| | ラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技 | | |
| | 術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第 | | |
| | 3 項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉 | | |
| | 士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者 | | |
| | 研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員 | | |
| | 基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程 | | |
| | 修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法 | | |
| | 士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養 | | |
| | 士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等と | | |
| | する。 | | |
| | (経過措置) | | |
| | 令和6年3月31日までの間、(8)に「講じているか」と | ・居宅条例附則第5項 | |
| | あるのは「講じるよう努めているか」とする。 | | |
| | (9) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | |
| | は、適切な基本サービスの提供を確保する観点から、職場 | (第231条第5項) | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|------------------------------|----------------|-------|
| | において行われる優越的な関係を背景とした言動であって | | |
| | 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動に | | |
| | より外部サービス利用型特定施設従業者の就業環境が害さ | | |
| | れることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を | | |
| | 講じているか。 | | |
| | なお、次のとおりの事業主が講ずべき措置の具体的内容 | ・施行要領第3の10の2の | |
| | 及び事業主が講じることが望ましい取組を行っているか。 | 3(7)参照(第3の10の | |
| | ① 事業主が講ずべき措置の具体的内容 | 3(10)⑦参照(第3の1の | |
| | 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職 | 3(6)(4)) | |
| | 場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理 | | |
| | 上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省 | | |
| | 告示第615号) 及び事業主が職場における優越的な関係を | | |
| | 背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ず | | |
| | べき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5 | | |
| | 号。以下「パワーハラスメント指針」という。) におい | | |
| | て規定されているとおりであるが、特に留意されたい内 | | |
| | 容は以下のとおりである。 | | |
| | イ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 | | |
| | 職場におけるハラスメントの内容及び職場における | | |
| | ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化 | | |
| | し、従業者に周知・啓発すること。 | | |
| | ロ 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対 | | |
| | 応するために必要な体制の整備 | | |
| | 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等に | | |
| | より、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、 | | |
| | 労働者に周知すること。 | | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|------------------------------|------|-------|
| | なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針 | | |
| | の明確化等の措置義務については、女性の職業生活にお | | |
| | ける活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 | | |
| | (令和元年法律第24号) 附則第3条の規定により読み替え | | |
| | られた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安 | | |
| | 定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の | | |
| | 規定により、中小企業(医療・介護を含むサービス業を | | |
| | 主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以 | | |
| | 下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業)は、 | | |
| | 令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義 | | |
| | 務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、 | | |
| | 必要な措置を講じるよう努めること。 | | |
| | ② 事業主が講じることが望ましい取組について | | |
| | パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著 | | |
| | しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のため | | |
| | に、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望まし | | |
| | い取組の例として、以下のアからウまでが規定されてい | | |
| | る。 | | |
| | イ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整 | | |
| | 備 | | |
| | ロ 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調 | | |
| | への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等) | | |
| | ハ 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実 | | |
| | 施等、業種・業態等の状況に応じた取組) | | |
| | 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカス | | |
| | タマーハラスメントの防止が求められていることから、 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|------------------------------------|------------------|------------|
| | ① (事業者が講ずべき措置の具体的内容) の必要な措置 | | |
| | を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメン | | |
| | ト対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のた | | |
| | めの手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 | | |
| | この際、上記マニュアルや手引きについては、厚生労働 | | |
| | 省ホームページに掲載されているので参考にすること。 | | |
| | 19 非常災害対策 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | • 消防計画 |
| | は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常 | (第110条第1項) | • 避難訓練記録等 |
| | 災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期 | ・施行要領第3の10の2の | • 防火管理者手帳等 |
| | 的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救 | 3(7)参照(第3の6の3(7) | |
| | 出訓練その他必要な訓練を行っているか。 | ①) | |
| | 関係機関への通報及び連携体制の整備として、火災等の | | |
| | 災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとる | | |
| | よう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地 | | |
| | 域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力 | | |
| | してもらえるような体制作りを行っているか。 | | |
| | なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施 | | |
| | 行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)第3条に規定する | | |
| | 消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震 | | |
| | 等の災害に対処するための計画をいう。 | | |
| | この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の | | |
| | 実施は、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第8条の規 | | |
| | 定により防火管理者を置くこととされている外部サービス | | |
| | 利用型指定特定施設入居者生活介護事業所にあってはその | | |

| 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-------------------------------|---|---|
| 者に行わせているか。 | | |
| また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている | | ・消防計画に準ずる計画 |
| 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所に | | |
| おいても、防火管理について責任者を定め、その者に消防 | | |
| 計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。 | | |
| (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | |
| は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加 | (第110条第2項) | |
| が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。 | | |
| 日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、 | ・施行要領第3の10の2の | |
| 訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めているか。 | 3(7))参照(第3の6の | |
| 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具 | 3(7)②) | |
| 体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしている | | |
| カゥ。 | | |
| 20 衛生管理等 | | |
| (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第第247条準 | • 受水槽清掃記録 |
| は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に | 用(第109条第1項) | ・飲用水の衛生チェック記録 |
| 供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生 | | |
| 上必要な措置を講じているか。 | | |
| ① 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・施行要領第3の10の2の | ・定期消毒の記録 |
| 者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等 | 3(7)参照(第3の6の3(6) | ・衛生管理マニュアル |
| について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めると | ①) | ・感染症予防マニュアル |
| ともに、常に密接な連携を保っているか。 | | ・食中毒防止等の記録 |
| ② インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、 | | |
| レジオネラ症対策等について、適切な措置を講じている | | |
| カゝ。 | | |
| | 表に行わせているか。 また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所に おいても、防火管理について責任者を定め、その者に消防 計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加 が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。 日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、 訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めているか。 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしているか。 20 衛生管理等 (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に 供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生 上必要な措置を講じているか。 ① 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。 ② インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等について、適切な措置を講じている | 者に行わせているか。 また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所に おいても、防火管理について責任者を定め、その者に消防 計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加 が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。 日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、 訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めているか。 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしているか。 20 衛生管理等 (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 ① 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。 ② インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等について、適切な措置を講じているか。 |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|------------------------------|------------------|-------|
| | ③ 空調設備等により、施設内の適温の確保に努めている | | |
| | か。 | | |
| | (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | |
| | 者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事 | (第109条第2項) | |
| | 業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、 | ・都規則141第63条準用 | |
| | に掲げるとおりの措置を講じているか。(経過措置あり) | (第19条の2) | |
| | ① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討する | ・施行要領第3の10の2の | |
| | ための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月 | 3(7)参照(第3の6の3(6) | |
| | に一回以上開催しているか。また、その結果について、 | 2) | |
| | 外部サービス利用型特定施設従業者に十分に周知してい | | |
| | るか。具体的には以下の取扱いとすること。 | | |
| | イ 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対 | | |
| | 策の知識を有するものを含む、幅広い職種により構成 | | |
| | するよう努めているか。 | | |
| | ロ 特に、感染症対策の知識を有する者については外部 | | |
| | の者も含め積極的に参画を得るよう努めているか。 | | |
| | ハ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にしている | | |
| | か。また、感染対策担当者を決めているか。 | | |
| | ニ 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況 | | |
| | に応じ、おおむね六月に一回以上、定期的に開催して | | |
| | いるか。また。感染症が流行する時期等を勘案して必 | | |
| | 要に応じ随時開催しているか。 | | |
| | ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し | | |
| | ているか。具体的には以下の取扱いとすること。 | | |
| | イ 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防 | | |
| | 止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対 | | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|----------------------------|------|-------|
| | 応を規定しているか。 | | |
| | ロ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境 | | |
| | の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的 | | |
| | な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把 | | |
| | 握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村にお | | |
| | ける事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への | | |
| | 報告等が想定されるが、発生時における事業所内の連 | | |
| | 絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記 | | |
| | しているか。 | | |
| | ハ それぞれの項目の記載内容の例については、「介護 | | |
| | 現場における感染対策の手引き」を参照しているか。 | | |
| | ③ 外部サービス利用型特定施設従業者に対し、感染症の | | |
| | 予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に | | |
| | 実施しているか。具体的には以下の取扱いとすること。 | | |
| | イ 外部サービス利用型特定施設従業者に対する「感染 | | |
| | 症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、 | | |
| | 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発す | | |
| | るとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生 | | |
| | 管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとなって | | |
| | いるか。 | | |
| | ロ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該 | | |
| | 事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催しているか。 | | |
| | また、新規採用時には感染対策研修を実施するよう努 | | |
| | めているか。研修の実施内容について記録しているか。 | | |
| | ハ 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職 | | |
| | 員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|-------------------------------|---------------|-----------|
| | するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当 | | |
| | 該事業所の実態に応じ行っているか。 | | |
| | ニ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、 | | |
| | 発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を | | |
| | 定期的(年1回以上)に行っているか。 | | |
| | ホ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動 | | |
| | できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容 | | |
| | に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策を | | |
| | した上でのケアの演習などを実施しているか。 | | |
| | へ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わない | | |
| | ものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合 | | |
| | わせながら実施しているか。 | | |
| | ④ ①の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うこと | | |
| | ができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚 | | |
| | 生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適 | | |
| | 切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情 | | |
| | 報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守 | | |
| | しているか。 | | |
| | (経過措置) | | |
| | 令和6年3月31日までの間、(2)本文に「講じているか」と | ・居宅条例附則第4項 | |
| | あるのは「講じるよう努めているか」とする。 | | |
| | | | |
| | 21 掲示 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | ・掲示場所及び内容 |
| | は、外部サービス利用型指定特定施設の見やすい場所に、 | (第33条第1項) | |
| | 運営規程の概要、外部サービス利用型特定施設従業者の勤 | ・施行要領第3の10の2の | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|-------------------------------|---------------|---------------|
| | 務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサ | 3(7)参照(第3の1の | |
| | ービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直 | 3(24)(1) | |
| | 近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状 | | |
| | 況) 等のその他の利用申込者のサービスの選択に資すると | | |
| | 認められる重要事項を掲示しているか。 | | |
| | イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介 | | |
| | 護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して | | |
| | 見やすい場所のことであること。 | | |
| | ロ 外部サービス利用型特定施設従業者の勤務の体制につ | | |
| | いては、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示す | | |
| | ること。 | | |
| | (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | ・ 備付場所及び内容 |
| | は、(1)の規定による掲示を行わない場合、それに代えて、 | (第33条第2項) | |
| | (1)に規定する重要事項を記載したファイル等を介護サー | ・施行要領第3の10の2の | |
| | ビスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由閲覧可能 | 3(7)参照(第3の1の | |
| | な形で当該指定特定施設入居者生活介護事業所内に備え付 | 3(24)②) | |
| | けているか。 | | |
| | 22 秘密保持等 | | |
| | (1) 指定特定施設及び受託居宅サービス事業所の従業者は、 | ・居宅条例第247条準用 | ・就業時の取り決め等の記録 |
| | 正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家 | (第34条第1項) | |
| | 族の秘密を漏らしていないか。 | | |
| | (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | |
| | 者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上 | (第34条第2項) | |
| | 知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがない | ・施行要領第3の10の2の | |
| | よう、必要な措置を講じているか。 | 3(7)参照(第3の1の | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|----------------------------------|---------------|--------------|
| | | 3(25)②) | |
| | (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | ・利用者の同意書 |
| | 者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報 | (第34条第3項) | ・実際に使用された文書等 |
| | を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の | ・施行要領第3の10の2の | (会議資料等) |
| | 個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あら | 3(7)参照(第3の1の | |
| | かじめ文書により得ているか。 | 3(25)③) | |
| | 23 広告 | | |
| | 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | ・パンフレット等 |
| | 者は、指定特定施設について広告をする場合は、その内容 | (第35条) | ・ポスター等 |
| | が虚偽又は誇大なものでないようにしているか。 | | ・ホームページ |
| | 24 協力医療機関等 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | •協力医療機関協定書等 |
| | は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協 | (第232条第1項) | |
| | 力医療機関(当該外部サービス利用型指定特定施設入居者 | | |
| | 生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の | | |
| | 連携協力が合意されている医療機関をいう。)を定めてい | | |
| | るか。 | | |
| | (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | |
| | 者は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該外部サービス | (第232条第2項) | |
| | 利用型指定特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用 | | |
| | 者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている | | |
| | 歯科医療機関をいう。)を定めておくよう努めているか。 | | |
| | (3) (1)及び(2)の協力医療機関及び協力歯科医療機関は、特 | 施行要領第3の10の2の | |
| | 定施設から近距離であるよう努めているか。 | 3(7)参照(第3の10の | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|---|--|
| | (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。 | . , | |
| | 25 地域との連携等 (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業の運営に当たっては、地域住民との連携協力等により地域との交流を図っているか。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。 | (第234条第1項)・居宅条例第247条準用 | |
| | 26 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 外部サービス利用型指定特定施設入所者生活介護事業者 は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に 特定の事業者によるサービスを利用させることの対償とし て、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | | |
| | 27 苦情処理 (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者及びその家族からの外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じてい | | ・苦情対応マニュアル等・重要事項説明書等・掲示物 |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|------------------------------|--------------|-------------|
| | るか。 | | |
| | 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該 | 施行要領第3の10の2の | |
| | 事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要 | 3(7)参照(第3の1の | |
| | について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス | 3 (28) ①) | |
| | 内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要について | | |
| | も併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行 | | |
| | っているか。 | | |
| | (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | ・苦情に関する記録 |
| | 者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等 | (第37条第2項) | |
| | を記録しているか。 | | |
| | (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | 施行要領第3の10の2の | |
| | 者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報 | 3(7)参照(第3の1の | |
| | であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの | 3(28)(2)) | |
| | 質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 | | |
| | (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | ・照会への対応記録 |
| | 者は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生 | (第37条第3項) | |
| | 活介護に関し、法第23条の規定による区市町村が行う文 | | |
| | 書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市 | | |
| | 町村の職員が行う質問若しくは照会に応じているか。 | | |
| | また、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に | | ・指導等に関する記録 |
| | 協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、 | | |
| | 当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | | |
| | さらに、これらの場合において、当該区市町村からの求 | | ・区市町村への報告記録 |
| | めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。 | | |
| | (5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | |
| | 者は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生 | (第37条第4項) | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|---------------|-------------------------------|---------------|-------------|
| | 活介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険 | | |
| | 団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による | | |
| | 調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同 | | |
| | 号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又 | | |
| | は助言に従って必要な改善を行っているか。 | | |
| | また、この場合において、当該国民健康保険団体連合会 | | |
| | からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告してい | | |
| | るか。 | | |
| | | | |
| | 28 事故発生時の対応 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | ・事故対応マニュアル等 |
| | は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居 | (第39条第1項) | ・事故に関する記録 |
| | 者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに | | |
| | 区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護 | | |
| | 支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び | | |
| | 処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 | | |
| | (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | |
| | 者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入 | (第39条第2項) | |
| | 居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場 | | |
| | 合は、速やかに損害賠償を行っているか。 | | |
| | (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・施行要領第3の10の2の | |
| | 者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防 | 3(7)参照(第3の1の | |
| | ぐための対策を講じているか。 | 3 (30) ③) | |
| | | | |
| | 29 会計の区分 | | |
| 歴史振記 (別却サービフ) | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | • 会計関係書類 |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|------------------------------|---------------|--------------|
| | 者は、各外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 | (第40条) | |
| | 事業所において経理を区分するとともに、外部サービス利 | | |
| | 用型指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他 | | |
| | の事業の会計を区分しているか。 | | |
| | (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された | ・施行要領第3の10の2の | |
| | 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」 | 3(7)参照(第3の1の | |
| | を参考として適切に行われているか。 | 3(32))) | |
| | | ・平13老振発18 | |
| | 30 記録の整備 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第246条第1項 | |
| | 者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事 | | |
| | 業者に関する記録を整備しているか。 | | |
| | (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第246条第2項 | |
| | 者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入 | | |
| | 居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当 | | |
| | 該利用者の退去の日から2年間保存しているか。 | | |
| | ① 特定施設サービス計画 | | ・特定施設サービス計画書 |
| | ② 居宅条例第244条第2項に規定する受託居宅サービス | | ・利用者に関する記録 |
| | 事業者から受けた報告に係る記録 | | |
| | ③ 居宅条例第245条第8項に規定する結果等の記録 | | |
| | ④ 居宅条例第30条の規定を準用する区市町村への通知に | | |
| | 係る記録 | | |
| | ⑤ 居宅条例第37条第2項の規定を準用する苦情の内容等 | | |
| | の記録 | | |
| | ⑥ 居宅条例第39条第1項の規定を準用する事故の状況及 | | |
| | び処置についての記録 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--------------------------------|---------------|---------------|
| | ⑦ 居宅条例第224条第2項の規定を準用する提供したサ | | |
| | ービスの具体的な内容等の記録 | | |
| | ⑧ 居宅条例第227条第5項の規定を準用する身体的拘束 | | ・身体的拘束等に関する記録 |
| | 等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに | | |
| | 理由の記録 | | |
| | ⑨ 居宅条例第231条第3項の規定を準用する結果等の記 | | • 確認結果記録等 |
| | 録 | | |
| | | | |
| | 31 電磁的記録等 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第276条第1項 | |
| | 者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 | ・施行要領第5の1 | |
| | の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するも | | |
| | ののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄 | | |
| | 本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚 | | |
| | によって認識することができる情報が記載された紙その | | |
| | 他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うこ | | |
| | とが規定されている又は想定されるもの(居宅条例第15 | | |
| | 条第1項(第247条において準用する場合を含む。)、同条 | | |
| | 例第224条第1項(第247条において準用する場合を含む。) | | |
| | 及び同条例第276条第2項に規定するものを除く。) につい | | |
| | ては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的 | | |
| | 方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識すること | | |
| | ができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ | | |
| | る情報処理の用に供されるものをいう。) により行うこと | | |
| | ができる。 | | |
| | (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第276条第2項 | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--------------------------------|------------------|---------|
| | 者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 | ・施行要領第5の2 | |
| | の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その | | |
| | 他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、 | | |
| | 居宅条例において書面で行うことが規定されている又は | | |
| | 想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を | | |
| | 得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方 | | |
| | 法その他人の知覚によって認識することができない方法 | | |
| | をいう。) によることができる。 | | |
| | | | |
| | 32 業務継続計画の策定等 (経過措置あり) | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | ・業務継続計画 |
| | は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する | (第11条の2第1項) | |
| | 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を | ・施行要領第3の10の2の | |
| | 継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る | 3(7)参照(第3の1の3(7) | |
| | ための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、 | ①) | |
| | 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | | |
| | (2) (1)の業務継続計画には、以下の項目等を記載している | ・施行要領第3の10の2の | |
| | か。その際、各項目の記載内容については、「介護施設・ | 3(7)参照(第3の1の3(7) | |
| | 事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継 | 2) | |
| | 続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災 | | |
| | 害発生時の業務継続ガイドライン」を参照しているか。ま | | |
| | た、想定される災害等は地域によって異なるものであるこ | | |
| | とから、項目については実態に応じて設定しているか。 | | |
| | ① 感染症に係る業務継続計画 | | |
| | イ 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向 | | |
| | けた取組の実施、備蓄品の確保等) | | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|--------------------------------|------------------|-------|
| | 口 初動対応 | | |
| | ハ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接 | | |
| | 触者への対応、関係者との情報共有等) | | |
| | ② 災害に係る業務継続計画 | | |
| | イ 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道 | | |
| | 等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備 | | |
| | 蓄等) | | |
| | ロ 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等) | | |
| | ハ 他施設及び地域との連携 | | |
| | (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | |
| | 者は、指定特定施設の従業者に対し、業務継続計画につい | (第11条の2第2項) | |
| | て周知しているか。また、必要な研修及び訓練を定期的に | ・施行要領第3の10の2の | |
| | 実施しているか。 | 3(7)参照(第3の1の3(7) | |
| | 研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加 | 13) | |
| | できるようにするよう努めているか。 | | |
| | (4) (3)の研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計 | ・施行要領第3の10の | |
| | 画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対 | 3(15)参照(第3の1の | |
| | 応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うも | 3(7)(3) | |
| | のとなっているか。また、職員教育を組織的に浸透させて | | |
| | いくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとと | | |
| | もに、新規採用時には別に研修を実施するよう努めている | | |
| | か。また、研修の実施内容についても記録しているか。 | | |
| | (5) (3)の訓練(シミュレーション)においては、感染症や | ・施行要領第3の10の2の | |
| | 災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務 | 3(7)参照(第3の1の3(7) | |
| | 継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や | 4) | |
| | 災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|----------------------------------|---------------|-------|
| | 1回以上)に実施しているか。また、訓練の実施は、机上 | | |
| | を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実 | | |
| | 施するものを適切に組み合わせながら実施しているか。 | | |
| | (6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業 | ・居宅条例第247条準用 | |
| | 者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ | (第11条の2第3項) | |
| | て業務継続計画の変更を行っているか。 | | |
| | (経過措置) | | |
| | 33について、義務付けの適用に当たっては、令和6年3月31 | ・居宅条例附則第3項 | |
| | 日までの間は、努力義務とする。 | ・施行要領第3の10の2の | |
| | | 3(7)参照(第3の1の | |
| | | 3(7)) | |
| | 33 虐待の防止(経過措置あり) | | |
| | 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・居宅条例第247条準用 | |
| | は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げるとお | (第39条の2) | |
| | りの措置を講じているか。 | ・都規則141第63条準用 | |
| | | (第4条の3) | |
| | (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会(以下「虐 | ·都規則141第63条準用 | |
| | 待防止検討委員会」という。)を定期的に開催しているか。 | (第4条の3第1項第1号) | |
| | また、その結果について、指定特定施設の従業者に十分に | ・施行要領第3の10の2の | |
| | 周知しているか。 | 3(7)参照(第3の1の | |
| | ① 虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生 | 3 (31) ①) | |
| | した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討 | | |
| | しているか。 | | |
| | ② 管理者を含む幅白い職種で構成しているか。 | | |
| | ③ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしている | | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|---------------|----------------------------|---------------|-------|
| | カゝ。 | | |
| | ④ 虐待防止の専門家を委員として積極的に活用するよう | | |
| | 努めているか。 | | |
| | ⑤ 虐待等の事案について、一概に情報を従業者に共有せ | | |
| | ず、個別の状況に応じて慎重に対応しているか。 | | |
| | ⑥ 次の事項について検討しているか。また、そこで得た | | |
| | 結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発 | | |
| | 防止策等)を従業者に周知徹底しているか。 | | |
| | イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する | | |
| | こと | | |
| | ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること | | |
| | ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること | | |
| | ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整 | | |
| | 備に関すること | | |
| | ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への | | |
| | 通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関するこ | | |
| | کے | | |
| | へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から | | |
| | 得られる再発の確実な防止策に関すること | | |
| | ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果につい | | |
| | ての評価に関すること | | |
| | (2) 虐待の防止のための指針を整備しているか。 | ・都規則141第63条準用 | |
| | ① 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を | (第4条の3第1項第2号) | |
| | 盛り込んでいるか。 | ・施行要領第3の10の2の | |
| | イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 | 3(7)参照(第3の1の | |
| | ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する | 3(31)②) | |
| 株字族塾 (外却サービフ) | では 田 単() 10 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|----------------------------------|---------------|-------|
| | 事項 | | |
| | ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 | | |
| | ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 | | |
| | ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事 | | |
| | 項 | | |
| | へ 成年後見制度の利用支援に関する事項 | | |
| | ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 | | |
| | チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 | | |
| | リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 | | |
| | (3) 指定特定施設の従業者に対し、虐待の防止のための研修 | ・都規則141第63条準用 | |
| | を定期的に実施しているか。 | (第4条の3第1項第3号) | |
| | ① 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容として | ・施行要領第3の10の2の | |
| | は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を | 3(7)参照(第3の1の | |
| | 普及・啓発するものであるか。また、当該指定特定施設 | 3(31)③) | |
| | 入居者生活介護事業所における指針に基づき、虐待の防 | | |
| | 止の徹底を行うものであるか。 | | |
| | ② 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研 | | |
| | 修(年1回以上)を実施しているか。また、新規採用時 | | |
| | には必ず虐待の防止のための研修を実施しているか。 | | |
| | ③ 研修の実施内容について記録しているか。 | | |
| | (4) (1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するための担 | ・都規則141第63条準用 | |
| | 当者を置いているか。 | (第4条の3第1項第4号) | |
| | ① 専任の担当者を置いているか。 | ・施行要領第3の10の2の | |
| | ② 当該担当者として、虐待防止検討委員会の責任者と同 | 3(7)参照(第3の1の | |
| | 一の従業者が務めるよう努めているか。 | 3(31)(4) | |
| | (5) (1)の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うこと | ・都規則141第63条準用 | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|---------------|-------------------------------|-------------------------------|--|
| | ができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生 | (第4条の3第2項) | |
| | 労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な | ・施行要領第3の10の2の | |
| | 取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報シス | 3(7)参照(第3の1の | |
| | テムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守している | 3(31)(1) | |
| | カೄ | | |
| | (経過措置) | | |
| | 34について、義務付けの適用に当たっては、令和6年3月31 | ・居宅条例附則第2項 | |
| | 日までの間は、努力義務とする。 | ・施行要領第3の10の2の | |
| | | 3(7)参照(第3の1の | |
| | | 3(31)) | |
| | 34 その他 | | |
| | (1) 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保の | ・平成28年9月15日付老 | |
| | ため、必要な取組を図るとともに、関係機関や地域住民等 | 高発0915第1号 | |
| | 多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努め | | |
| | ているか。 | | |
| | (2) 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内 | ・水防法第15条の3第1 | • 避難確保計画 |
| | 等又は土砂災害警戒区域内の要配慮利用施設の所有者又 | 項、第2項 | • 避難訓練記録 |
| | は管理者は、避難確保計画を作成し、市町村長に報告して | ・土砂災害警戒区域等に | |
| | いるか(要配慮者利用施設のみ)。また、当該計画で定め | おける土砂災害防止対 | |
| | るところにより、避難訓練を実施しているか。 | 策の推進に関する法律 | |
| | | 第8条の2第1項、第2項 | |
| 第5 変更の届出等 | 1 変更の届出等 | | |
| | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | - ・法第75条第1項 | ・届出書類控 |
| | は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規 | | |
| | 則で定める次の事項に変更があったとき、又は休止した当 | | ・寄附行為等及びその登記簿の謄本又 |
| 歴学振記 (放却サービフラ | | - · • | 14 14 14 14 14 15 C 15 TO HOLD 15 14 15 15 |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-------------|-------------------------------|---------------|-------------------|
| | 該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業を | | は条例等 |
| | 再開したときは、施行規則で定めるところにより、10日以 | | ・事業所の平面図 |
| | 内に、その旨を知事に届け出ているか。 | | ・運営規程 |
| | ① 事業所の名称及び所在地 | | ・職員名簿 |
| | ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代 | | |
| | 表者の氏名、生年月日、住所及び職名 | | |
| | ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等 | | |
| | ④ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 | | |
| | ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 | | |
| | ⑥ 運営規程 | | |
| | ⑦ 協力(歯科)医療機関の名称及び診療科名並びに当該 | | |
| | 協力医療機関との契約の内容 | | |
| | ⑧ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 | | |
| | (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | ・法第75条第2項 | |
| | は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、施 | ・施行規則第131条第4項 | |
| | 行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1 | | |
| | 月前までに、その旨を知事に届け出ているか。 | | |
| | | | |
| 第6 介護給付費の算定 | 1 基本的事項 | | |
| 及び取扱い | (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業に | ・法第41条第4項 | ・居宅サービス介護給付費請求書 |
| | 要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指 | ・平12厚告19の一 | ・居宅サービス介護給付費明細書 |
| | 定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されてい | | ・サービス提供証明書(代用可) |
| | るか。 | | ・「特定施設入居者生活介護サービス |
| | ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介 | ・平12老企39 | コード表」参照 |
| | 護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|---|-----------------|-------|
| | 介護事業所毎に指定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前に届出を行った場合は、この限りではない。 (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める | | |
| | 単位数を乗じて算定されているか。 (3) 「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 | ・平12厚告19の三 | |
| | 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護費 外部サービス利用型指定特定施設において、外部サービ ス利用型指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、利 用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算 定しているか。 | | |
| | ただし、介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の 五(職員数が基準を満たさない場合)に該当する場合は、同 告示により算定しているか。 | ・平12厚告27の五 | |
| | 介護職員が居宅サービス基準に定める員数を満たさない場合の介護報酬の減算は、基本サービス部分についてのみ適用されることとなる。 なお、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者においては、居宅サービス基準上、看護職員の配置は義務付けられていない。 | ・平12老企40第2の4(2) | |
| | 3 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係る限 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|------------------------------------|----------------|-------|
| | 度単位数 | | |
| | 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者 | ・平12厚告19別表の10注 | |
| | 生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要 | 2 | |
| | 介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数となって | ・平18厚労告165の1のロ | |
| | いるか。 | | |
| | (1) 要介護 1 16,355単位 | | |
| | (2) 要介護 2 18,362単位 | | |
| | (3) 要介護 3 20,490単位 | | |
| | (4) 要介護 4 22,435単位 | | |
| | (5) 要介護 5 24,533単位 | | |
| | | | |
| | 4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービ | | |
| | ス費(1日につき) | | |
| | (1) 利用者に対して、外部サービス利用型指定特定施設入居 | ・平12厚告19別表の10注 | |
| | 者生活介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備 | 2 | |
| | 及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指 | ・平18厚労告165別表第1 | |
| | 定居宅サービス基準」という。)第192条の3第2項に規定す | Ø1 | |
| | る外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者 | | |
| | をいう。)が、基本サービス(指定居宅サービス基準第192 | | |
| | 条の2に規定する基本サービスをいう。以下同じ。)を行っ | | |
| | た場合に、83単位を算定しているか。 | | |
| | (2) 養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20 | | |
| | 条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)であ | | |
| | る指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める者に | | |
| | 対して基本サービスを行った場合に、障害者等支援加算と | | |
| | して、1日につき20単位を所定単位数に加算しているか。 | | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|---------------------------------|----------------|-------------------|
| | | | |
| | 5 訪問介護 | | |
| | (1) 利用者に対して、指定訪問介護(指定居宅サービス基準第 | ・平12厚告19別表の10注 | ・訪問介護計画書 |
| | 4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)に係る受 | 2 | • 介護給付管理表 |
| | 託居宅サービス事業者(指定居宅サービス基準第192条の2 | ·平18厚労告165別表第1 | • 介護給付費請求書 |
| | に規定する受託居宅サービス事業者をいう。以下同じ。) | の2注1 | • 介護給付明細書 |
| | の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合に、現に要 | | ・サービス提供票・別票 |
| | した時間ではなく、訪問介護計画(指定居宅サービス基準第 | | ・サービス提供証明書「訪問介護サー |
| | 24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)に位置付けら | | ビスコード票」参照 |
| | れた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で | | |
| | 所定単位数を算定しているか。 | | |
| | (2) 身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びに | ・平18厚労告165別表第 | |
| | これを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日 | 1の2注2 | |
| | 常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専 | | |
| | 門的な援助をいう。)が中心である指定訪問介護を行った場 | | |
| | 合に、所要時間15分未満の場合は96単位、所要時間15分以 | | |
| | 上30分未満の場合は193単位、所要時間30分以上1時間30分 | | |
| | 未満の場合は262単位に所要時間30分から計算して所要時 | | |
| | 間が15分増すごとに87単位を加算した単位数、所要時間1 | | |
| | 時間30分以上の場合561単位に所要時間1時間30分から計算 | | |
| | して所要時間15分を増すごとに37単位を加算した単位数を | | |
| | 算定しているか。 | | |
| | (3) 単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下 | ・平18厚労告165別表第 | |
| | 「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該 | 1の2注3 | |
| | 家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該 | | |
| | 家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|----------------------------------|-----------------|-------------|
| | 援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受 | | |
| | けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる法第8条第2項 | | |
| | に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。) | | |
| | が中心である指定訪問介護を行った場合に、所要時間15分 | | |
| | 未満の場合は49単位、所要時間15分以上1時間未満の場合は | | |
| | 96単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すご | | |
| | とに49単位を加算した単位数、所要時間1時間以上1時間15 | | |
| | 分未満の場合は219単位、所要時間1時間15分以上の場合は | | |
| | 262単位を算定しているか。 | | |
| | (4) 利用者に対して、通院等のため、当該事業者の訪問介護 | ・平18厚労告165別表第 | |
| | 員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行 | 1の2注4 | |
| | うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外にお | | |
| | ける移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の | | |
| | 手続き、移動等の介助を行った場合に1回につき87単位を算 | | |
| | 定しているか。 | | |
| | ※ (1)から(4)までについては、介護福祉士又は介護職員 | | |
| | 初任者研修課程修了者によるサービス提供に限り、算定 | | |
| | すること。 | | |
| | | | |
| | 6 訪問入浴介護 | | |
| | 利用者に対して、指定訪問入浴介護(指定居宅サービス基 | ・平12老企40第2の4(2) | • 訪問入浴介護記録 |
| | 準第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。) | ① | ・勤務表 |
| | に係る受託居宅サービス事業者の看護職員(看護師又は准 | ・平12厚告19別表の10注 | • 介護給付管理表 |
| | 看護師をいう。以下同じ。)1人及び介護職員2人が、指定訪 | 2 | • 介護給付費請求書 |
| | 問入浴介護を行った場合には、指定居宅サービス介護給付 | ・平18厚労告165別表第1 | • 介護給付明細書 |
| | 費単位数表の訪問入浴介護費(1,234単位)に100分の90を乗 | Ø3 | ・サービス提供票・別票 |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|--|--------------------------------|----------------|-------------------|
| | じて得た単位数を算定しているか。 | | ・サービス提供証明書「訪問入浴介護 |
| | ※ 訪問入浴介護費のイの注1から注8まで及び口からへま | | サービスコード票」参照 |
| | でについては、適用しない。 | | |
| | | | |
| | 7 訪問看護 | | |
| | (1) 通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他厚生労働大 | ・平12厚告19別表の10注 | |
| | 臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省 | 2 | |
| | 告示第94号。以下「適合する利用者等」という。)第4号に | ・平18厚労告165別表第1 | |
| | 規定する疾病等の患者を除く。)に対して、指定訪問看護(指 | Ø4 | |
| | 定居宅サービス基準第59条に規定する指定訪問看護をい | | |
| | う。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者の保健師、 | | |
| | 看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士(以 | | |
| | 下「看護師等」という。)が、その主治の医師の指示(指定 | | |
| | 訪問看護ステーション(指定居宅サービス基準第60条第1項 | | |
| | 第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同 | | |
| | じ。)にあっては、主治の医師が交付した文書による指示) | | |
| | 及び訪問看護計画書(指定居宅サービス基準第70条第1項に | | |
| | 規定する訪問看護計画書をいう。以下同じ。)に基づき、指 | | |
| | 定訪問看護を行った場合には、現に要した時間ではなく、 | | |
| | 訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行 | | |
| | うのに要する標準的な時間で算定した、指定居宅サービス | | |
| | 介護給付費単位数表の訪問看護費(以下「訪問看護費」とい | | |
| | う。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。 | | |
| | (2) 所要時間が20分未満のものについては、指定訪問看護を | | |
| | 24時間行うことができる体制を整えている指定訪問看護事 | | |
| ### ################################## | 業所であって、居宅サービス計画(法第8条第23項に規定す | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|----------------------------------|----------------|-------|
| | る居宅サービス計画をいう。以下同じ。)又は訪問看護計画 | | |
| | 書の中に20分以上の指定訪問看護が週1回以上含まれてい | | |
| | る場合に限り、算定しているか。 | | |
| | (3) 訪問看護費のイの(1)又はロの(1)について、准看護師が | | |
| | 指定訪問看護を行った場合は、訪問看護費に100分の81を乗 | | |
| | じて得た単位数を算定しているか。 | | |
| | (4) 訪問看護費のイの(5)について、指定訪問看護ステーショ | | |
| | ンの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を | | |
| | 超えて指定訪問看護を行った場合、1回につき100分の81に | | |
| | 相当する単位数を算定しているか。 | | |
| | ※ (1)から(4)までについては、訪問看護費のイからハま | | |
| | での注1から注12まで、注14及び注15並びにニからチまで | | |
| | については、適用しない。 | | |
| | 8 指定訪問リハビリテーション(1回につき) | | |
| | 通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーシ | ・平12厚告19別表の10注 | |
| | ョン(指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リ | 2 | |
| | ハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る受託居宅サー | ・平18厚労告165別表第1 | |
| | ビス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、 | Ø5 | |
| | 計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指 | | |
| | 定訪問リハビリテーションを行った場合には、指定居宅サ | | |
| | ービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費 | | |
| | (以下「訪問リハビリテーション費」という。)に100分の90 | | |
| | を乗じて得た単位数を算定しているか。 | | |
| | ※ 訪問リハビリテーション費のイの注1から注7まで、注9 | | |
| | 及び注10並びにロ及びハについては、適用しない。 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|-----------------------------------|----------------|-------------------|
| | | | |
| | 9 指定通所介護 | | |
| | (1) 利用者に対して、指定通所介護(指定居宅サービス基準第 | | |
| | 92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)に係る受 | | ・サービス提供票・別票 |
| | 託居宅サービス事業者(以下この号において「指定通所介護 | | ・請求書、領収書の控 |
| | 受託居宅サービス事業者」という。)が、厚生労働大臣が定 | $\mathcal{O}6$ | ・所要時間がわかる記録 |
| | める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号。以下「施設 | | ・送迎に関する記録(車両運行日誌) |
| | 基準」という。)第5号イからハまでに適合しているものと | | ・介護給付管理表 |
| | して都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252 | | • 介護給付費請求書 |
| | 条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同 | | • 介護給付明細書 |
| | 法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)に | | ・サービス提供証明書「通所介護サー |
| | あっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)に届け | | ビスコード票」参照 |
| | 出た指定通所介護事業所(指定居宅サービス基準第93条第1 | | |
| | 項に規定する指定通所介護事業所をいう。)において、指定 | | |
| | 通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に | | |
| | 従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間 | | |
| | ではなく、通所介護計画(指定居宅サービス基準第99条第1 | | |
| | 項に規定する通所介護計画をいう。)に位置付けられた内容 | | |
| | の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定し | | |
| | た、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費(以 | | |
| | 下「通所介護費」という。)に100分の90を乗じて得た単位 | | |
| | 数を算定しているか。 | | |
| | (2) 利用者(適合する利用者等第14号に規定する者に限る。) | | |
| | に対して、指定通所介護受託居宅サービス事業者が、所要 | | |
| | 時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は、通 | | |
| | 所介護費イ(2)、ロ(2)又はハ(2)の所定単位数に100分の63 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|-------------------------------|-----------------|-------------------|
| | を乗じて得た単位数を算定しているか。 | | |
| | ※ (1)及び(2)については、通所介護費のイからハまでの | | |
| | 注1から注22まで及びニからへまでについては、適用しな | | |
| | ٧١° | | |
| | | | |
| | 10 指定通所リハビリテーション | | |
| | 利用者に対して、指定通所リハビリテーション(指定居宅 | ・平12厚告19別表の10注 | ・勤務表 |
| | サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーシ | 2 | ・資格証明書 |
| | ョンをいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者が、 | · 平18厚労告165別表第1 | ・介護給付管理表 |
| | 施設基準第6号に適合するものとして都道府県知事に届け | <i>O</i> 7 | ・介護給付費請求書 |
| | 出た指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービ | | ・介護給付明細書 |
| | ス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーショ | | ・サービス提供票・別票 |
| | ン事業所をいう。)において、指定通所リハビリテーション | | ・サービス提供証明書「通所リハビリ |
| | を行った場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現 | | テーション サービスコード票」参照 |
| | に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画(指定 | | |
| | 居宅サービス基準第115条第1項に規定する通所リハビリテ | | |
| | ーション計画をいう。)に位置付けられた内容の指定通所リ | | |
| | ハビリテーションを行うのに要する標準的な時間で算定し | | |
| | た、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリ | | |
| | テーション費(以下「通所リハビリテーション費」という。) | | |
| | に100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。 | | |
| | ※ 通所リハビリテーション費のイからハまでの注1から | | |
| | 注22まで及び二からトまでは、適用しない。 | | |
| | | | |
| | | | |
| | 11 指定福祉用具貸与(1月につき) | | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|--------------------------------|----------------------------------|-------------------|
| | 利用者に対して、指定福祉用具貸与(指定居宅サービス基 | ・平12厚告19別表の10注 | ・介護給付管理表 |
| | 準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。) | 2 | ・介護給付費請求書 |
| | に係る受託居宅サービス事業者が、指定福祉用具貸与を行 | ・平18厚労告165別表第1 | ・介護給付明細書 |
| | った場合には、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を | Ø8 | ・サービス提供票・別票 |
| | 当該指定特定施設の所在地に適用される特定施設入居者生 | | ・サービス提供証明書「福祉用具貸与 |
| | 活介護の1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端 | | サービスコード票」参照 |
| | 数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)を算定し | | |
| | ているか。ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上 | | |
| | となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与につ | | |
| | いては、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を | | |
| | 満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、当該指定福 | | |
| | 祉用具貸与に係る単位数は、算定しない。 | | |
| | ※ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与 | | |
| | 費の注1から注3まで及び注5については、適用しない。 | | |
| | 12 指定地域密着型通所介護 | | |
| | (1) 利用者に対して、指定地域密着型通所介護(指定地域密着 | ・平12厚告19別表の10注 | |
| | 型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 | 2 | |
| | 18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス | ·平18厚労告165別表第1 | |
| | 基準」という。)第19条に規定する指定地域密着型通所介護 | Ø9 | |
| | をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者(以下 | | |
| | 「指定地域密着型通所介護受託居宅サービス事業者」とい | | |
| | う。) が、施設基準第27号の2イに適合しているものとして | | |
| | 市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所(指定 | | |
| | 地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域 | | |
| | 密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定 | | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|---------------------------------|------|-------|
| | 地域密着型通所介護を行った場合には、利用者の要介護状 | | |
| | 態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通 | | |
| | 所介護計画(指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規 | | |
| | 定する地域密着型通所介護計画をいう。)に位置づけられた | | |
| | 内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な | | |
| | 時間で算定した、指定地域密着型サービスに要する費用の | | |
| | 額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号) | | |
| | 別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指 | | |
| | 定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の地 | | |
| | 域密着型通所介護費(以下「地域密着型通所介護費」とい | | |
| | う。)に100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。 | | |
| | (2) 利用者(適合する利用者等第35号の2の3に規定する者に | | |
| | 限る。)に対して、指定地域密着型通所介護受託居宅サービ | | |
| | ス事業者が、施設基準第27号の2口に適合しているものとし | | |
| | て市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所(指定地域 | | |
| | 密着型サービス基準第40条第1項に規定する指定療養通所 | | |
| | 介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定療養通所 | | |
| | 介護(地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養 | | |
| | 通所介護をいう。以下同じ。) を行った場合には、現に要 | | |
| | した時間ではなく、療養通所介護計画(指定地域密着型サー | | |
| | ビス基準第40条の9第1項に規定する療養通所介護計画をい | | |
| | う。)に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに | | |
| | 要する標準的な時間で算定した、地域密着型通所介護費の | | |
| | ロの所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定し | | |
| | ているか。 | | |
| | (3) 利用者(適合する利用者等第35号の3に規定する者に限 | | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|--------------------------------|----------------|-------|
| | る。)に対して、指定地域密着型通所介護受託居宅サービス | | |
| | 事業者が、所要時間2時間以上3時間未満の指定地域密着型 | | |
| | 通所介護を行う場合は、指定地域密着型通所介護費のイ(2) | | |
| | の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定して | | |
| | いるか。 | | |
| | ※ (1)から(3)までについては、地域密着型通所介護費の | | |
| | イ及びロの注1から注22まで、注24及び注25並びにハから | | |
| | ホまでについては、適用しない。 | | |
| | | | |
| | 13 指定認知症対応型通所介護 | | |
| | (1) 利用者に対して、指定認知症対応型通所介護(指定地域密 | ・平12厚告19別表の10注 | |
| | 着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所 | 2 | |
| | 介護をいう。以下同じ。)に係る受託居宅サービス事業者が、 | ・平18厚労告165別表第1 | |
| | 施設基準第28号に適合しているものとして市町村長に届け | Ø10 | |
| | 出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(指定 | | |
| | 地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併 | | |
| | 設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は共用型 | | |
| | 指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービ | | |
| | ス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通 | | |
| | 所介護事業所をいう。)において、指定認知症対応型通所介 | | |
| | 護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、 | | |
| | 利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではな | | |
| | く、認知症対応型通所介護計画(指定地域密着型サービス基 | | |
| | 準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をい | | |
| | う。)に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を | | |
| | 行うのに要する標準的な時間で算定した、指定地域密着型 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|------------------------------------|------------------|-------|
| | サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費 | | |
| | (以下「認知症対応型通所介護費」という。以下同じ。)に | | |
| | 100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。 | | |
| | (2) 利用者(適合する利用者等第36号に規定する者に限る。) | | |
| | に対して、指定認知症対応型通所介護にかかる受託居宅サ | | |
| | ービス事業者が、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知 | | |
| | 症対応型通所介護を行う場合は、認知症対応型通所介護費 | | |
| | のイ(1)(二)若しくは(2)(二)又はロ(2)の所定単位数に100 | | |
| | 分の57を乗じて得た単位数を算定しているか。 | | |
| | ※ 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注18ま | | |
| | で並びにハからホまでについては、適用しない。 | | |
| | | | |
| | 14 サービス提供体制強化加算 | | |
| | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし | ・平12厚告19別表の10の | |
| | て知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特 | 卜注 | |
| | 定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる | ・平27厚労告95の43 | |
| | 区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。 | ・平12老企40第2の4(18) | |
| | ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に | | |
| | おいては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 | | |
| | (1) サービス提供体制強化加算(I) 22単位 | | |
| | (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 | | |
| | (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位 | | |
| | ※別に厚生労働大臣が定める基準 | | |
| | イ サービス提供体制強化加算(I) | ・平27厚労告95の43 | |
| | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |
| | (1) 次のいずれかに適合すること。ただし、指定居宅サービス | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--------------------------------|-------------|-------|
| | 等基準第174条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介 | | |
| | 護事業者が、指定介護予防サービス等基準第230条第2項に | | |
| | 規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指 | | |
| | 定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護(指 | | |
| | 定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施 | | |
| | 設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業と指定介護 | | |
| | 予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等基 | | |
| | 準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生 | | |
| | 活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の施設におい | | |
| | て一体的に運営されている場合における、介護職員の総数 | | |
| | の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護を提供す | | |
| | る介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供 | | |
| | する介護職員の合計数によるものとする。 | | |
| | ─指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占 | | |
| | める割合が100分の70以上であること。 | | |
| | □指定特定施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以 | | |
| | 上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 | | |
| | (2) 提供する指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資す | | |
| | る取組を実施していること。 | | |
| | (3) 通所介護費等算定方法第5号に規定する基準のいずれにも | | |
| | 該当しないこと。 | | |
| | ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | ・平12厚告27第5号 | |
| | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |
| | (1) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占 | | |
| | める割合が100の60以上であること。ただし、介護職員の | | |
| 마 | 総数の算定にあっては、イ(1)ただし書の規定を準用する。 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--------------------------------|------------------|-------|
| | ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | | |
| | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |
| | (1) 次のいずれかに適合すること。ただし、介護職員、看護・ | | |
| | 介護職員又は職員の総数の算定にあっては、イ(1)ただし | | |
| | 書の規定を準用する。 | | |
| | ─ 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の | | |
| | 占める割合が100分の50以上であること。 | | |
| | □ 指定特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職 | | |
| | 員の占める割合が百分の75以上であること。 | | |
| | (三) 指定特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する | | |
| | 職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が | | |
| | 100分の30以上であること。 | | |
| | (2) 人員基準欠如に該当していないこと。 | | |
| | 15 介護職員処遇改善加算 | | |
| | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員 | ・平12厚告19別表の10の | |
| | の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た | チ注 | |
| | 指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活 | ・平27厚労告95の44準用 | |
| | 介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令 | (同第4号) | |
| | 和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に | ・平12老企40第2の4(19) | |
| | 加算しているか。 | 準用(第2の2(22)) | |
| | ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合 | | |
| | においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 | | |
| | (1) 介護職員処遇改善加算(I) | | |
| | 算定した単位数の1000分の82に相当する単位数 | | |
| | (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) | | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|---------------------------------|------|-------|
| | 算定した単位数の1000分の60に相当する単位数 | | |
| | (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) | | |
| | 算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 | | |
| | ※別に厚生労働大臣が定める基準 | | |
| | イ 介護職員処遇改善加算(I) | | |
| | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |
| | (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。) の改善(以下「賃 | | |
| | 金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に | | |
| | 伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことがで | | |
| | きる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込 | | |
| | 額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に | | |
| | 基づき適切な措置を講じていること。 | | |
| | (2) 指定特定施設において、(1)の賃金改善に関する計画、当 | | |
| | 該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の | | |
| | 処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を | | |
| | 作成し、全ての介護職員に周知し、知事に届け出ている | | |
| | こと。 | | |
| | (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を | | |
| | 実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続 | | |
| | が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の | | |
| | 賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直す | | |
| | ことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出 | | |
| | ること。 | | |
| | (4) 当該指定特定施設において、事業年度ごとに介護職員の | | |
| | 処遇改善に関する実績を知事に報告すること。 | | |
| | (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭 | | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|--|------|-------|
| | 和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年 | | |
| | 法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労 | | |
| | 働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭 | | |
| | 和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反 | | |
| | し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | | |
| | (6) 当該指定特定施設において、労働保険料(労働保険の保 | | |
| | 険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10 | | |
| | 条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納 | | |
| | 付が適正に行われていること。 | | |
| | (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |
| | 一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の | | |
| | 要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定め | | |
| | ていること。 | | |
| | □ □ の要件について書面をもって作成し、全ての介護職 | | |
| | 員に周知していること。 | | |
| | (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、 | | |
| | 当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保してい | | |
| | ること。 | | |
| | 四 臼について、全ての介護職員に周知していること。 | | |
| | 面 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕 | | |
| | 組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組 | | |
| | みを設けていること。 | | |
| | (六) 国の要件について書面をもって作成し、全ての介護職 | | |
| | 員に周知していること。 | | |
| | (8)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処 | | |
| | 遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|--------------------------------------|----------------|-------|
| | 該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職 | | |
| | 員に周知していること。 | | |
| | 口 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) | | |
| | イ(1)から(6)まで、(7)(-)から四まで及び(8)に掲げる基準のい | | |
| | ずれにも適合すること。 | | |
| | ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) | | |
| | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |
| | (1) イ(1)から(6)及び(8)までに掲げる基準に適合すること。 | | |
| | (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 | | |
| | (→) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 | | |
| | a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等 | | |
| | の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を | | |
| | 定めていること。 | | |
| | b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護 | | |
| | 職員に周知していること。 | | |
| | □ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 | | |
| | a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定 | | |
| | し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確 | | |
| | 保していること。 | | |
| | b aについて、全ての介護職員に周知していること。 | | |
| | | | |
| | 16 介護職員等特定処遇改善加算(令和元年10月1日施行) | | |
| | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等 | ・平12厚告19別表の10の | |
| | の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 | リ注 | |
| | け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者 | | |
| | 生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次 | | |

| 事項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|----|--------------------------------|---|-------|
| | に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げ | | |
| | るいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げ | | |
| | るその他の加算は算定しない。 | | |
| | ※別に厚生労働大臣が定める基準 | ・平27厚労告95の44の2 | |
| | イの護職員等特定処遇改善加算 | 1 | |
| | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |
| | (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基 | | |
| | 準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込 | | |
| | 額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金 | | |
| | 改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を | | |
| | 講じていること。 | | |
| | ─経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要す | | |
| | る費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見 | | |
| | 込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員 | | |
| | 等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の | | |
| | 理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでな | | |
| | いこと。 | | |
| | □外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所に | | |
| | おける経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の | | |
| | 見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除 | | |
| | く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回ってい | | |
| | ること。 | | |
| | (三介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。) の賃金改 | | |
| | 善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃 | | |
| | 金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|-------------------------------|------|-------|
| | ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・ | | |
| | 技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場 | | |
| | 合はその限りでないこと。 | | |
| | 四介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四 | | |
| | 百四十万円を上回らないこと。 | | |
| | (2) 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事 | | |
| | 業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施 | | |
| | 期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計 | | |
| | 画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全 | | |
| | ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 | | |
| | (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改 | | |
| | 善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続 | | |
| | が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職 | | |
| | 員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。) を見直す | | |
| | ことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届 | | |
| | け出ること。 | | |
| | (4) 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事 | | |
| | 業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善 | | |
| | に関する実績を都道府県知事に報告すること。 | | |
| | (5) 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者 | | |
| | 生活介護費の注5の入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は | | |
| | 特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加 | | |
| | 算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。 | | |
| | (6) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費における | | |
| | 介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定し | | |
| | ていること。 | | |

| 事 項 | 基本的な考え方及び観点 | 根拠法令 | 確認書類等 |
|-----|------------------------------------|------|-------|
| | (7)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善 | | |
| | の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において | | |
| | 同じ。) 及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全 | | |
| | ての職員に周知していること。 | | |
| | (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用そ | | |
| | の他の適切な方法により公表していること。 | | |
| | ロ介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6) | | |
| | から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 1 | | | |